

平成29年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年2月27日(月) 午前9時45分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、
徳永正博主幹、内門雅代主査

議事録署名委員 (10番 松下 進委員・11番 木場 由美子委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について
- 日程第2 報告議案第4号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて
- 日程第3 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について
- 日程第4 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(8件)について
- 日程第5 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願(2件)について
- 日程第6 議案第11号 農地転用事業計画変更に係る申請(1件)について
- 日程第7 議案第12号 非農地証明願(1件)について

会議の概要

局長 　　ただ今から第2回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 　　あいさつ。

局長 　　本日の総会は、農業委員12名、推進委員3名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議長 　　これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 　　それでは議事録署名委員は、10番委員、11番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 　　1ページをお願いします。日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件で○筆○㎡です。後ほど買受適格証明が出ております。よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第2報告議案第4号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。

事務局 　　資料の2ページをお願いします。日程第2報告議案第4号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。今までの非農地判断に対して問い合わせ等があり、非農地判断を取り消す事案が出て参りましたのでご報告いたします。欄外にありますように、取り消しの内容としましては、以前から耕作しているが3人で9筆2,892㎡であります。また、これまでの状況についてはご覧のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、説明がありました、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第3議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　3ページをお願いします。日程第3議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は4件で農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇〇㎡外〇筆計〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。譲渡人からみて譲受人は甥になります。調査は【正】を11番委員、【副】を5番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 　　調査員の報告をお願いします。

11番委員 　　11番です。調査の報告をします。2月22日午前9時より、行政書士、5番委員と現地にて調査を行いました。事務局からもありましたように、渡人は受人の伯父さんになります。贈与になります。場所は資料の4ページをご覧ください。自宅からの距離は、水田は自宅の目の前で〇mくらいも離れていないところと思います。畑はみかん園になっており、自宅から〇kmほどです。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、その他農機具一式を持っている、水田、生産牛、みかん園を経営しており、兼業ではありますけれども、まだ40代で一生懸命頑張っている青年です。みかん園に行ったら、伯父さんが長く手を入れていなかったということで、山みたいになっていますけれども、隣接が自分の家のみかん園ということもあり、頑張ってこれからやっていくのではないかなと見て参りました。皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 　　No.2とNo.3は関連がありますので、同時に事務局の説明を求めます。

事務局 　　5ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。No.2 借人、耕作面積〇〇㎡が、貸人が所有する畑〇㎡を借り受けたいという申請です。7ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。No.3 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡（実測〇㎡）を譲り受けたいという申請です。なお、今回の申請で耕作面積は〇〇㎡となり、下限面積を超えます。調査は【正】を8番委員、【副】を3番委員にお

願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

8 番委員 8 番です。2 月 21 日に、申請人立ち会ひのもと、3 番委員と私が調査をしましたので報告します。申請地は位置図の 5～8 ページを参照ください。申請人は兼業農家で、土曜日・日曜日に 2 人体制で農作業ができる状態にありますので、労働力については問題ないと思います。農機具の保有状況につきましては、トラクター等一式保有されております。申請地取得後の営農計画につきましては、家庭菜園として利用し、No.3 の申請地については、表土を入れ替えて耕作することです。自宅からの通作距離は、No.2 の申請地は約〇km、No.3 につきましては、申請地は自宅の隣になります。譲受人は、労働力も十分にあり、特に問題はないと思います。以上です。よろしくお願ひします。

議長 No.4 について事務局の説明を求めます。

事務局 9 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。No.4 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 7 番委員、【副】を 4 番委員に願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

7 番委員 7 番です。2 月 22 日午前 10 時より〇〇行政書士の立ち会ひのもと 4 番委員と調査いたしました。申請地は、資料の 9・10 ページをご覧ください。〇筆の申請で、1 筆は草山で、草払いをしたら耕作できる状態です。許可が出たら耕作しますとのことでした。なお労働力、農機具保有状況、申請地取得後の営農計画など何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 No.1～No.4 まで、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 4 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 11 ページをお願いします。日程第 4 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆合計〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。譲受人と譲渡人は親子であります。この申請地は、第 2 種農地で農業振興地域内農地のその他の農地に該当いたします。調査員は【正】を 4 番委員、【副】を 7 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

4 番委員 4 番です。報告をします。2 月 22 日、行政書士と 7 番委員で調査をしました。場所は 12 ページの位置図になります。ここに自宅を建築したいということで、東が畑、西が宅地、南が畑、北は畑で、用排水も東側に、少し距離が長いですが、ある側溝に流すということで、ローンの方も銀行で済んでおり、許可が下り次第着工したいということでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 No.2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 13 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が、譲渡人の所有する田〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡（実測面積〇㎡）を譲り受け、自宅を建築したいという申請です。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第 3 種農地で第 1 種低層住居専用区域の都市計画用途地域内農地に該当いたします。調査員は【正】を 1 番委員、【副】を 6 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

1 番委員 1 番です。2 月 22 日午前 9 時半より行政書士立ち会いのもと 6 番委員と調査を行いました。場所は 14 ページをご覧ください。転用目的ですが、現在借家住まいで、申請地を譲り受けて自宅を建築したいとのこと。土地条件ですが、この土地は、串木野都市計画事業〇〇土地区画整理事業施行地区内からの仮換地指定地であり、通知書も添付され、合致しております。周囲農地に対する被害影響ならびに付近の状況ですが、西側が宅地、南側と東側は道路で、北側に畑がありますが、〇mの空地を設けて自宅を建築、被害防除計画書ならびに被害防除誓約書も添付されており、被害を及ぼす恐れはありませんでした。用水につきましては上水道、生活排水・汚水については合併浄化槽、雨水排水につきましては東側にある〇cmの側溝へ流すとなっております。合わせて問題なしと思えます。目的の確実性ですが、土地取得費・住宅建築費は借入で、融資証

明書も添付されており、許可が出次第直ちに着工するとのことです。以上調査結果は問題ないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.3 についてお願ひします。

事務局 15 ページをお願ひします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人が、譲渡人の所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡（実測面積〇㎡）を譲り受け、自宅を建築したいという申請です。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第3種農地で第1種低層住居専用区域の都市計画用途地域内農地に該当いたします。調査員は【正】を2番委員、【副】を10番委員にお願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願ひします。

2番委員 2番です。報告します。申請箇所、申請人につきましては、総会資料15・16ページに記載されております。2月23日午前9時より、行政書士立ち会いのもと、10番委員、私とで調査を行いました。申請人は現在借家住まいで、申請地を購入し自宅を建築するための宅地造成を行いたいとのことです。場所は区画整理事業区域内でありまして、東側が道路、西側が今回5条申請の出されている宅地予定地、南側が雑種地、北側は宅地です。周囲にブロック積みを設け、土砂流出を防止するとのことです。被害防除計画書、被害防除誓約書、残高証明書、事業計画書、仮換地指定通知書等提出されており、私たちが調査をした結果は問題ないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.4 についてお願ひします。

事務局 17 ページをお願ひします。No.4 についてご説明申し上げます。譲受人が、譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、駐車場として利用したいという申請です。この申請地は、第3種農地で第1種住居地域内の都市計画用途地域内農地に該当いたします。調査員は【正】を1番委員、【副】を6番委員にお願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願ひします。

1番委員 1番です。2月22日午前9時より、行政書士立ち会いのもと、6番委員と調査いたしました。場所は18ページをご覧ください。転用目的は駐車場利用で、土地条件は畑として利用されておりました。周囲農地に対する被害影響ならびに付近の状況ですが、北側が道路、西側が宅地、

東側と南側は5条許可済みの土地で、周囲に農地はなく、被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されており、問題ないと思われます。雨水排水につきましては、北側道路に○cmの側溝があり、自然排水で問題はありません。目的の確実性ですが、事業計画書、残高証明書等が添付されており、許可次第速やかに工事着工するものであります。以上、調査結果は問題なしと思われますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.5 についてお願ひします。

事務局 19 ページをお願ひします。No.5 についてご説明申し上げます。譲受人が、譲渡人の所有する畑○㎡を譲り受け、硬式野球場用地の拡張を行いたいという申請です。ただこの申請地は、既にグラウンドとして利用されており、始末書の添付があります。この申請地は、第2種農地で農業振興地域内農地のその他の農地に該当いたします。調査員は【正】を11番委員、【副】を5番委員にお願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願ひします。

11番委員 11番です。2月23日午前10時より、申請人の立ち会いのもと調査をして参りました。事務局よりありましたように、転用目的は野球場を拡張したいとのことでしたが、平成15年4月に、許可なくグラウンドとして使用していたために、始末書が付いております。周囲に耕作地はなく、被害の恐れはないと見て参りました。北側は竹林、東は宅地、西は山林、南がグラウンドです。調査の結果、問題はないと見て参りましたので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.6 についてお願ひします。

事務局 21 ページをお願ひします。No.6 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田○㎡を買い受けて、車置場として利用したいという申請です。なお、申請地は既に車置場として利用されており、始末書が添付されています。この申請地は第2種農地で農業振興地域内農地のその他の農地に該当いたします。調査員は【正】を6番委員、【副】を1番委員にお願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願ひします。

6番委員 6番です。2月22日水曜日、午前10時に行政書士○○さん、1番委員、3名で調査いたしました。申請地については22ページを見ていただけ

ば分かると思います。今回の申請は、申請地を譲り受けて、駐車場として利用したいとのこと。21 ページをご覧ください。東側は雑種地、西側は道路、北側は宅地、南側は宅地で問題はないと思います。また、農地法の許可を得ぬまま申請地を埋め立てたため、始末書を添付してあります。今回の申請地は、〇〇〇業を営んでいるための駐車スペース〇台確保のための計画です。調査したところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 No.7 についてお願いします。

事務局 23 ページをお願いします。No.7 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡（実測面積〇㎡）を譲り受けて、自宅を建築したいという申請です。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第3種農地で第1種低層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当いたします。調査員は【正】を5番委員、【副】を11番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

5番委員 5番です。2月23日午前、〇〇行政書士立ち会いのもと11番委員と2人で現地にて調査を行いました。受人は現在、〇〇の〇〇〇にお住まいで、自分の家を持ちたいとこの土地を求められたそうです。約〇㎡の土地に〇階建て、延べ〇㎡の家を作りたく、許可がおり次第着工するとのこと。私たちの調査では、何ら問題はないと見て参りました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 No.8 についてお願いします。

事務局 25 ページをお願いします。No.8 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡（実測面積〇㎡）を譲り受け、自宅を建築したいという申請です。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第3種農地で第1種低層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当いたします。調査員は【正】を10番委員、【副】を2番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

10番委員 10番です。2月23日午前9時から、2番委員と私と〇〇行政書士立ち会いのもとで調査して参りました。位置図は26ページをご覧ください。転用の目的としましては、現在借家住まいであるため、申請地を買い受

けて自宅を建築したいとのこと。土地条件としましては、〇〇土地区画整理事業用地内であって、宅地用に造成されていて、農地としては利用困難な土地であります。目的の確実性としましては、許可後、4月ごろ着工するというので、資金は融資証明書が添付されております。周囲には農地はなく、被害を及ぼすことはありません。用排水としましては、上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で、西側の道路上に設置してある水路へ放流するとのこと。被害防除としましては、土地は現状のまま利用するため、被害を及ぼす恐れはないと見て参りました。被害防除誓約書も添付されております。付近の状況としましては、東側は先ほど申請の出されましたNo.3の5条申請地、西側は道路、南側は雑種地、北側は宅地となっております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 No.1 からNo.8 まで、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん方、何かご質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願についてを議題とします。

事務局 27ページをお願いします。日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願についてご説明申し上げます。3月7日の市の不動産公売会において農地の公売に伴う買受適格証明願になります。この件につきましては農地法第3条第1項の規定による許可申請と同様の書類を提出していただいております。また、落札後3条許可申請が提出された場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、農業委員会会長の判断により処理しうることについてもご審議方いただきたいと思っております。No.1をご説明申し上げます。申請人、耕作面積〇〇㎡が田〇㎡を買い受けたいとの申請です。なお、今回の申請で、耕作面積は〇〇㎡となり、下限面積を超えます。調査は【正】を3番委員、【副】を8番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

3番委員 3番です。2月21日火曜日、申請人と8番委員と調査を行いました。申請箇所は28ページをご覧ください。27ページにあります申請箇所の北側に接する土地は、申請人の土地であり。これを合わせて30aを超えます。米作りをしたいということで、農機具も一式持っておられます。

申請地は自宅から約〇kmです。私たちの見たところでは何ら問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。終わります。

議長 No.2 について申し上げます。

事務局 29 ページをお願いします。No.2 をご説明申し上げます。申請人、耕作面積〇〇㎡が田〇㎡を買い受けたいの申請です。調査は【正】を5番委員、【副】を9番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

5番委員 5番です。2月23日午前、9番委員と2人で、現地にて調査をいたしました。写真を見ていただければ分かると思いますが、ここは木が生えて、以前は水田だったと言うことですが、この木を伐採し、果樹栽培をしようということで、この土地を求められたそうです。受人は会社を退職後、あちこちの荒廃地を整地され、手広く農業で頑張っておられる方です。皆さん方のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議長 事務局ならびに調査員の報告がありました。委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴につきましては、申請どおり決定したいと思います。日程第6議案第11号農地転用事業計画変更に係る申請についてを議題とします。

事務局 31 ページをお願いします。日程第6議案第11号農地転用事業計画変更に係る申請についてご説明申し上げます。当初計画者が農地法第5条転用許可により宅地造成を行う計画であったが、事業承継者が共同住宅の建築を行いたいとのことから、既存の計画に変更が生じたため、事業計画変更を行うものです。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第3種農地で、第1種低層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当いたします。調査員は【正】を9番委員、【副】を10番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

9番委員 9番です。2月23日午前10時、代理人で行政書士の〇〇さんの立ち

会いのもと 10 番委員と 2 人で調査を行って参りました。変更の理由は事務局の説明があったとおりです。場所は資料の 32 ページ、この申請地は平成 27 年 11 月 24 日に、当初計画者の子供が申請地を使用貸借により賃貸マンション建設を予定しているため、父と共有者から農地を譲り受け、宅地造成を行いたいとのことで、私たちが 5 条の転用調査を行っております。事業計画書の中に、申請地を候補地として選定した理由は、本申請地は〇〇〇の〇〇〇から〇mほど西側に位置し、半径〇km以内は〇〇〇、〇〇〇、ショッピングセンター、小中学校があり、生活環境に充実しており、立地的に住宅利用が十分に見込まれるという環境にあると、申請面積を必要とする理由は、共同住宅〇棟〇戸とそれに伴う駐車場〇台と自転車置場のスペースを確保するため必要不可欠な面積のためとなっております。工事計画としましては、許可が出次第すぐ着工、工事完了を 29 年 9 月と予定されております。設計・施行会社も決まっております、融資証明書も添付されています。被害防除計画は申請地は現状のまま利用する、被害防除策は擁壁を設け、境界ブロックを積む、造成工事を行い、土砂等が隣接農地へ流出しないようにするとのことです。周辺の農地に支障をおよぼさないため、建物の高さは〇m程度に抑える、用水計画は上水道、雨水は水路へ放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽へ、ここは串木野都市計画事業〇〇都市区画整理事業施行地域内となっております。私たちが調査したところでは、周囲に農地はなく、被害はないと見て参りました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 調査員の報告について、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴につきましては、申請どおり決定します。日程第 7 議案第 12 号非農地証明願についてを議題とします。

事務局 33 ページをお願いします。日程第 7 議案第 12 号非農地証明願についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡の申請地は、「隣接地が昭和 57 年に住宅を建築したときから、住宅敷地の一部として利用されているため、隣接者に所有権移転したい。」という申請であります。申請地は 34 ページの位置図のとおりです。現地調査につきましては、昨年の 8 月 5 日の利用状況調査の際に、5 番委員、〇〇協力員、職員の 3 名で調査を行い、住宅敷地の一部として利用されていることを確認しておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長

ないようですので、同件につきましては、申請どおり決定します。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

- _____
- _____